

II 鹿嶋市教育行政評価委員会の答申を受けて

1 教育行政運営方針における主要事業評価について

令和5年度に実施した事業のうち主要事業について「教育行政評価シート」を用いて自己評価を行いました。これらの評価シートをもとに、鹿嶋市教育行政評価委員会において審議をいただいた結果、11の事業がA評価、10の事業がB評価となり、おおむね適切に事業が執行されたと評価をいただきました。

それぞれの事業における今後の方針・対応策は、以下のとおりです。

基本方針1 学び高め合い、生きる力を育む学校教育の推進

(1) 小学校への円滑な接続を見据えた幼児教育の充実と多種多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実（B：65.0）

幼児教育・保育施設と小学校が連携した鹿嶋市保幼小接続推進委員会を今後も継続していき、情報交換、相互理解を深め、より良い連携体制を構築していきます。

幼児教育アドバイザーについては、常時相談できる体制づくりに向けて、人員数や勤務日などの調整を図っていきます。

また、引き続き待機児童ゼロを維持するため、多様な幼児教育・保育ニーズ等を踏まえ、公立・私立一体となった幼児教育・保育施設の受け皿の確保に努めるとともに、各種サービスの充実を図ります。

特別な配慮が必要な子どもへの支援については、子どもの育ちの視点から、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、各園において個別の支援（指導）計画の策定を進めます。園での子育て支援や就学相談等を通じ、保護者の意向等を踏まえ、個に応じた早期からの切れ目のない支援体制を構築していきます。

(2) 安全安心な給食の提供と食育活動の実践（B：76.6）

今後も栄養教諭、教諭、給食主任等と連携して、学校給食における衛生管理や食育の推進に積極的に取り組んでいきます。

施設設備や備品の修繕・更新については、緊急性や重要度を踏まえ、計画的に実施していきます。

また、物価高騰によりさらに給食食材費の不足が見込まれることから、今後、給食費の見直しを行います。その上で現状に即した給食費を保護者負担とすることについては、市の財政状況や社会情勢等を踏まえ、慎重に判断すべきものであるため、関係部所と協議を進めていきます。

(3) 国語科、算数・数学科の授業改善 (A : 8 6 . 0)

引き続き、問題解決能力の育成を中心にとらえた主体的・対話的で深い学びの充実及び国語科、算数・数学科の授業改善と教員の指導力向上のために、4つの中学校区での研修の充実を図っていきます。そして、児童生徒が学ぶ楽しさを実感できるような、小学校・中学校9年間を通したカリキュラムの工夫に取り組んでいきます。

全国学力学習状況調査の平均正答率を公表する際には、調査の目的が情報活用能力の測定であり、ペーパーテストの点数とは必ずしもリンクしないことについて、保護者への丁寧な説明を行っていきます。

(4) 言語活動を中心とした体系的な英語教育の充実 (A : 8 6 . 0)

これからの時代において必要とされるグローバルな視野を持った人材を早期から育成するため、教育課程特例校による特別の教育課程の編成の認定を受け、引き続き小学校第1学年及び第2学年でも外国語活動を実施します。

また、中学3年生における外部試験I B Aの実施、A L Tや英語力向上スーパーバイザーによる授業改善と授業サポート、A L Tの授業外での活用を引き続き実施し、中学3年生における英検3級程度に相当する英語力を持った生徒の割合を高められるように努めます。

英語における小中連携を図るために、鹿嶋市英語教育ガイドラインに基づいた授業公開及び研究協議ができるように、今後は授業改善プロジェクトや研修をさらに充実させ、加えて、研修会においてI C Tを活用し情報共有・検証できる体制を整備していきます。

(5) きめ細かな教育の実施 (B : 6 5 . 0)

児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導や特別な配慮を要する児童生徒への対応などの充実を図るため、市独自の事業である市費負担教職員やアシスタントティーチャー等の配置を継続していきます。

配置数については、財政担当部所と調整を行い、配置数の拡充を図るとともに、各学校の状況に合わせた人員の配置を行っていきます。

(6) ICT教育の推進 (A : 8 2.2)

ICT支援員により、授業におけるICT機器活用が促進され、教育の質の向上や児童生徒のICTスキル向上につながっていると認識しています。今後、さらなる活用促進のため、学校の要望に応えることができるよう、派遣回数適正化も含めて検討していきます。

また、校務支援システムの活用促進のための研修や様式変更、新機能搭載の際の追加研修等を行うことで、業務の効率化を図っていきます。

端末の故障・修繕につきましては、保険契約について情報収集を行うとともに、端末の故障で学びが止まるといったことのないよう、体制を整備していきます。

基本方針2 豊かな学びを支える教育環境づくり

(7) 教育施設の計画的な整備 (A : 8 1.8)

施設の老朽状況を踏まえるとともに、時代に沿った教育環境が確保できるよう施設管理者や利用者等の要望を踏まえた長寿命化改修工事を実施していきます。

また、日常的な施設の管理については、市の財政状況を考慮し、効果的かつ計画的な維持管理に努めます。

一方で、施設の維持管理に係るトータルコストの削減については、施設の集約化や統廃合も検討していく必要があることから、各施設の建て替え時期なども考慮した上で、将来を見据えて計画的に進められるよう、関係機関と十分に協議・検討を行います。

(8) 幼少期からの一貫した教育相談体制の充実 (A : 8 0.4)

早期からの一貫した切れ目のない特別支援体制の充実を図るため、引き続き専門的な知識や経験を持った就学相談員の配置を継続していきます。配置数は、財政担当部所と調整を行い、配置数の拡充を含め、適切かつ安定した配置を目指します。

加えて、特別支援教育コーディネーター研修会や特別支援教育推進会議を開催し、特別支援教育に関する教職員の専門性の資質向上に寄与できるよう努めていきます。

(9) 小中一貫教育の推進 (B : 7 1.9)

施設分離型小中一貫教育については、実施していることが外部から分かりにくいことから、名称を検討するほか、市ホームページに専用ページの作成、教育かしまでの特集、各学校ホームページ等での実践の様子を掲載するなど、あらゆる機会を通してPRに努めます。

児童生徒の交流のための移動手段の予算措置については、現在の市の状況では厳しい面もありますが、市有バスを活用するとともに、財政担当部所と調整していきます。併せて、移動しなくても児童生徒の対面や他校の教員の授業が受けられるよう、ICT機器を活用したオンラインでの実施を推進していきます。

校務支援システムについては、教員の負担軽減と教員間の円滑な情報共有を図るため、必要な研修を実施し、さらなるシステムの定着と積極的な活用を進めていきます。

市費負担教職員の配置については、小中一貫教育の推進を考慮した配置について検討していきます。

(10) 地域に根差したコミュニティ・スクールの構築 (A : 8 4.3)

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することで、社会に開かれた教育課程の実現と地域の活性化を目指し、二つの手立てを講じていきます。

一つ目が、教職員の学校運営協議会への参加です。教職員を交えた学校運営協議会の重要性を校長会・教頭会等で説明し、教職員の参加を促進します。教職員が学校運営協議会に参加することで「地域とともにある学校づくり」や「学校を核にした地域づくり」に向けた意欲を喚起し、地域学校協働活動の充実につなげていきます。

二つ目は、学校支援ボランティア制度の周知です。公民館会議や校長会、教頭会、学校運営協議会などで制度の概要を説明し、学校が公民館と連携してボランティアを活用できるようにしていきます。

(11) 図書館サービスの充実

(12) 中央図書館との連携による学校図書館の充実 (B : 6 6.4)

学校図書館と公共図書館が連携して児童生徒の読書活動推進に取り組めるよう、学校図書館と公共図書館間で司書の交流人事を継続して行います。両方の図書館に勤務経験のある司書を

増やすことで、児童生徒にとって身近な学校図書館・蔵書が豊富な公共図書館という双方の強みを活かし、児童生徒の読書活動を支援していきます。

また、高松小中学校図書館の地域住民への開放にあたって、地域住民の方のために用意した一般書を児童生徒も利用できるようにする取組は、限られた図書購入予算の有効活用という観点からも、進めてまいります。

さらに、Chromebookを活用した児童生徒の電子図書館利用促進のため、公共図書館の図書利用カード申請を専用のWebフォームから行えるようにする取組を継続し、学校と協力して保護者に周知していきます。また、電子書籍の選書の際には学校図書館司書の意見を取り入れるなど、児童生徒のニーズに合った電子書籍を増やしていきます。

なお、高松小中学校図書館の地域住民への開放事業において、安全上の理由による「入りにくさ」については、駐車場や校舎の配置・構造が主な原因となっており、容易に解消することができない課題であると考えています。そのため、地域開放時に中央図書館・大野分館の蔵書を取り寄せできるサービスを新たに開始するなど、施設構造以外の利便性を向上させることにより利用促進を図っていきます。

(13) 不登校・長欠解消支援の充実（B：79.2）

今後も文部科学省「COCOLOプラン」に示されているスペシャルサポートルーム等については、学校の実態に応じて可能な限り設置を推進していきます。令和6年度は、中学校1校に担当教員を配置し、校内フリースクールとして、児童生徒が安心して生活と学習を行い、その結果が成績に反映できる体制を整えております。今後も、児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整え、児童生徒が自ら学び方を選択できるような体制を整備していきます。

また、スクールカウンセラー派遣事業、スクールソーシャルワーカー活用事業などの県事業を積極的に活用し、相談体制と福祉部門との連携強化を図っていきます。さらに、市教育センターの機能を活かし、保護者の相談体制、適応指導教室による不登校児童生徒への対応をより一層充実させたいと考えています。そのために、相談員の増員を財政担当部所に働きかけていきます。

不登校未然防止のために、生徒指導提要に示されている生徒指導の実践上の4つの視点「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を組み込んだ授業が実践されるよう、今後は授業改善プロジェクトと不登校対策の研修を連携していきます。

※COCOLOプラン：文部科学省が示している「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」

基本方針3 子育てのための家庭教育への支援

(14) 家庭教育支援体制の構築（家庭教育力向上推進事業）（B：65.0）

地域社会全体で子育てを支援する体制づくりが求められていることを受け、講演会の開催及び訪問型家庭教育支援を推進していきます。

講演会としては、小学校へ入学する子どもをもつ保護者を対象に「子育て講演会」を開催し、保護者同士のつながりづくりや子どもの自己有用感を育む重要性を伝えていきます。また中学校へ入学する子どもをもつ保護者を対象に行う「メディア教育講演会」では、インターネットへの危険性の理解を深め、トラブル回避につなげていきます。

訪問型家庭教育支援として、小学校1年生の全戸訪問の面会率を向上できるように手立てを講じるとともに、周知活動にも力を入れ、活動の充実につなげていきます。

基本方針4 様々な学びを通じた地域づくりと地域の教育力の向上

(15) 多様で主体的な生涯学習活動の推進（B：78.0）

公民館は、市民にとって身近な学習・活動・交流の拠点施設としての重要な役割を担っていることを再認識し、市民のニーズの把握に努めながら、地域の実態に即した社会教育活動を展開します。

また、多くの市民が公民館事業等を通じて社会教育や市民活動等に関心を持ち、新たな活動実践者、しいては将来の担い手を育成するために、公民館事業の啓発強化を図るとともに、地域や社会教育団体等と連携しながら事業の充実に取り組んでいきます。

(16) 放課後子ども総合プランの推進（A：81.8）

放課後児童クラブについては、利用希望者が増加傾向にあることから、開設場所や支援員等の職員の確保を課題として認識しています。開設場所につきましては、普段通っている小学校内での開設が理想的であり、今後も、小学校と連携し対応していきます。また、支援員等の職員の確保については、本事業を受託している事業者も苦慮していることから、地区公民館やまちづくり委員会とも連携し、広く募集を図ります。引き続き、児童や保護者が安心して利用できる環境の整備に努めていきます。

(17) 地区公民館におけるまちづくり事業の充実 (A : 8 1.5)

地域住民が策定した地域づくり計画「地域コミュニティプラン」を基に、住民が主体となった地域づくり活動等の充実を図るとともに、多くの住民に認識されるよう継続した啓発活動に取り組んでいきます。

また、子ども達が、自らの興味関心をもって地域社会の活動に参加し、様々な体験や地域の方とのふれあいを通して、よろこびや達成感を感じられるような機会の拡充を図っていきます。特に学校やPTA、子ども会育成連合会等の青少年育成団体等と連携を図りながら、子ども達が地域社会の中で活躍できる手法を検討していきます。

(18) 文化芸術の振興 (A : 8 8.1)

引き続き、鹿嶋市郷土かるた、伝統文化親子教室や市民音頭を活用しながら、市民へ鹿嶋市の伝統文化や文化芸術の価値を伝え、郷土への誇りや愛着を育む機会を提供します。特に伝統文化親子教室については、今後も継続して実施していくとともに、教室の回数を増やしたり、実施内容を充実したり、量と質の更なる向上に努めていきます。

併せて、伝統文化に関する市民ニーズに応えられるよう事業展開を検討するとともに、SNSを活用するなど、PR機会を増やしていきます。

鹿嶋市郷土かるたについては、かるたを通じて、より多くの市民が鹿嶋市の歴史や伝統文化を学ぶことができるような事業の実施について引き続き検討を進めていきます。

基本方針5 伝統文化・芸術の振興

(19) 鹿嶋市の歴史資産の保全と継承 (A : 8 2.5)

データベースの整備を進め、文化財の次世代への継承に繋げていきます。またデータベースを基準にデジタルアーカイブ化に取り組み、鹿嶋デジタル博物館の拡充を図るとともに、ミニ博物館コシカや展示・収蔵施設の整理を進めていきます。

史跡鹿嶋神宮境内附郡家跡の一つである鹿島郡家跡における公有地化については、追加指定を進めていくとともに、指定地内に残る未公有地化についても地権者と協議を進め、史跡整備へと繋げていきます。

基本方針6 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(20) スポーツを通じた交流の推進 (A: 83.9)

世代を超えて誰もが楽しめる生涯スポーツとして、ボッチャが各地区公民館事業として普及しており、地区対抗球技大会の種目にも採用されています。各地区から選出され、教育委員会が委嘱しているスポーツ推進委員を中心に、今後もボッチャの推進と各地域の特色を生かした健康づくり事業に取り組んでいきます。

成人のスポーツ実施率については、働く世代や子育て世代の方も、それぞれのペースで無理なく楽しく取り組める運動習慣作りからはじめることが肝要であると考えています。スポーツ協会などの関係機関、団体と連携し、各世代の実施率を上げる具体策を検討していきます。

高松緑地温水プールの閉鎖に伴う小中学校のプール授業につきましては、民間の代替施設等で行っていきます。学校から施設までの移動区間に関しましては、移動時の交通ルールの順守や安全対策等について周知徹底を努めていきます。民間施設等での授業中の安全配慮に関しましては、施設側とプール授業における安全基準や緊急時の対応策等について周知徹底を努めていきます。

基本方針7 教育における今日的な課題への対応

(21) 学びを支える経済的支援の充実 (B: 65.0)

こども基本法の施行に伴い、修学支援金や、大学等の授業料等の支援が拡充されることが決まっており、鹿嶋市の奨学金制度が現行の制度で良いのかどうかについて、見直す時期に差し掛かっていることは認識しています。しかしながら、現在の貸与型から給付型に切り替えることについては、原資が枯渇してしまうことから、難しいのが現状です。今後は社会の動向を注視し、他奨学金制度の調査研究を進め、手続き方法や奨学金制度の見直しを進めていきます。また、アンケートなどを参考に、効果的な広報を行い、奨学金が必要な方に情報が届くよう、広く周知していきます。

滞納対策については、滞納者の状況把握に努め、一人ひとりの現状を考慮し、納付を促していきます。また新規滞納者を増やさないためにも、引き続き督促通知や早めの電話連絡を行ない、滞納額の縮減に努めます。

(22) 教育情報の積極的な発信 (B:66.1)

個々がモバイル端末を常時携帯し、情報や知識はモバイルから得るものと変化した令和の時代は、ICT機器が日常生活の中心に据えられ、電子媒体による情報の発信は一層、重要性が高まっていると考えられます。この状況を踏まえ、紙媒体から、ICT媒体を介した情報発信に転換すること、そして情報がキャッチされやすいように市HP間を横断的、有機的に連携した情報発信、フレッシュな情報発信と発信する情報量を増やすことに努めます。

一方、モバイル端末による情報取得を「不得意」、もしくは紙媒体等の支持者も少なくないこともあり、情報の接し方の2元化による情報格差を広げないためにも、紙媒体と電子媒体のそれぞれの良さをいかしたハイブリッドな情報発信も並行して進めます。

さらに、鹿嶋市の教育情報を、鹿嶋市外まで広範囲に伝達するためにも、NHK等の放送網や新聞等の外部メディアを有効に活用することに努めます。

なお、情報発信を戦略的に進めるために、市民の声のほか、教育かしま配布スタンドの残部数やHPの閲覧数などから、周知効果を統計的に把握する手法について研究していきます。

2 今後の教育行政評価の在り方について

本年度の教育行政評価については、昨年度に引き続きBSCに基づく評価シートを用いて自己評価を行い、効果的かつ効率的な評価を実施できたとの評価をいただきました。

令和4年3月に策定された第四次鹿嶋市総合計画では25年後の鹿嶋市の「あるべき姿・ありたい姿」を思い描き、基本計画を定めています。また、基本計画の施策目標を達成するための行動計画として鹿嶋市まち・ひと・しごと創生総合戦略が位置付けられています。さらに、教育振興基本計画では市の教育目標として、活力ある教育・文化の振興を図るための具体的な施策を定めています。教育施策を進めるにあたってはこれらの計画と整合性をとりながら効果検証を行い着実に進めるために、ロジックモデルを活用して、施策の目的に照らして求める成果を明確にします。併せて、客観的な根拠(エビデンス)を整理して課題を把握し、評価結果をフィードバックして既存の施策や新たな施策に反映させるといった、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルの確立をさらに進めていきます。

教育行政評価シートは、教育行政評価の根幹をなすものであるため、事業の目的に応じた基準を的確に設定し、根拠の明確な評価を行うことで、誰もが分かりやすく、明確な評価シートとなるよう、工夫・改善に努めていきます。

※ロジックモデル：ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したもの。